

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 45 年 5 月に国民年金に任意加入して以来、国民年金保険料を納付しており、52 年 9 月からは付加保険料も合わせて納付している。申立期間の国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 5 月に国民年金に任意加入した後、52 年 9 月には付加年金にも加入し、それ以来、申立期間を含め定額保険料と付加保険料を合わせて納付したとしているところ、社会保険庁の記録及び申立人が所持していた保険料領収書によれば、52 年 9 月の付加年金加入時から第 3 号被保険者となる直前の 61 年 3 月までは、申立期間を除き、定額保険料と付加保険料をすべて納付しており、3 か月と短期間の申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立人の夫は、申立期間を含め大手企業に継続して勤務し安定的な収入があり、申立期間後の昭和 54 年 6 月には自動車を購入しているなど、保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から37年6月までの期間、37年12月から38年4月までの期間及び41年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年5月まで

社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、申立期間について納付した保険料が還付されており国民年金加入期間となっていないとの回答を得たが、還付金を受け取った記憶が無く、加入期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁保管の国民年金被保険者台帳によれば、申立人の、申立期間に係る国民年金保険料は昭和45年8月に還付されているが、申立人は、申立期間のうち、36年12月から37年6月までの期間、37年12月から38年4月までの期間及び41年1月の1か月については、いずれも国民年金の強制加入期間であり、厚生年金保険加入期間とも重複しないことから、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められ、当該期間すべての保険料が納付されていたものとするのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から同年11月までの期間についてはA株式会社、37年7月から同年11月までの期間についてはB株式会社、38年5月から39年5月までの期間については株式会社C、39年6月から40年12月までの期間についてはD店、41年2月から43年4月までの期間についてはE所、43年5月から45年2月までの期間についてはF株式会社、45年3月から同年5月までの期間についてはG株式会社に勤務し厚生年金保険加入期間となっていることから、当該期間

を国民年金加入期間とすることは合理的でない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 12 月から 37 年 6 月までの期間、37 年 12 月から 38 年 4 月までの期間及び 41 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められ、また、これらの期間を除く申立期間にかかる国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和45年に国民年金加入手続をして以来、欠かさずに国民年金保険料を納付していたはずであり未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②以外に未納は無く納付意欲は高かったと考えられる上、申立人の夫は、損害保険会社に勤務し申立期間当時は月額20万円程度の収入があったとしており、保険料納付は経済的に十分可能であった。

申立期間①について、申立人は、申立期間中の昭和49年初めころ、A区の社宅からB市（現在のC市）に引っ越しており、申立人が引っ越した後に社宅に入った夫の会社の同僚に、申立人家族あてに送付されてきた郵便物はすべてB市の新しい住所へ転送してもらっており、転居に際しても保険料を納付し続けていたとしているところ、申立期間①の前後の期間の保険料は納付済みとなっており、申立人の主張に不自然さはみられない。

申立期間②について、C市保管の国民年金被保険者名簿では、当初作成された手書きの国民年金被保険者名簿では納付済みとなっているところ、昭和60年5月23日に作成された国民年金被保険者名簿では未納となっており、行政側の記録管理に^{かし}瑕疵が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

長男が 4 歳になり手もかからなくなったことと、老後のために自分の意志で昭和 53 年 9 月ころ、A 市役所（現在は B 市）で任意加入手続きを行い、その後、市から郵送されてきた納付書により近隣の郵便局、銀行等で国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、同期間当初の昭和 53 年 9 月ころ、老後のために A 市役所で国民年金の任意加入手続きを行い、市から郵送された納付書により近隣の郵便局、銀行等で保険料を納付したとしているところ、社会保険庁の記録によれば、53 年 9 月 19 日に任意加入被保険者の資格を取得しており、任意加入時を含む申立期間が未納となっているのは不自然である。
- 2 申立期間②及び③について、申立人は、申立期間①と同様に近隣の郵便局、銀行等で納付書により納付したとしているところ、申立期間②及び③の前後の期間は、保険料をすべて納付しており、申立人の夫は、申立期間を含め継続して会社勤務と食料品店経営を行い、経済的に安定していたことから、申立期間②及び③が未納となっているのは不自然であ

る。

また、申立人は、申立期間に係るものかは明確ではないが、保険料の未納について市役所から督促状のようなものが届き、後日、納付したことがあるとしており、申立期間当時、A市役所では、強制加入被保険者、任意加入被保険者を問わず、未納者に対して「未納のお知らせ」を送付して納付を勧奨しており、申立内容と符合している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年3月まで

申立期間当時、国民年金保険料の納付は、隣に住んでいた夫の従姉のところへA区の集金人が来ていたので、夫の分と一緒に納付をお願いしていた。夫婦二人分を納付したのに、私の分のみが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和37年10月に国民年金に加入し、隣に住んでいた夫の従姉の家にA区の集金人が来ていたため、夫婦二人分の保険料を夫の従姉に依頼して集金人に納付したとしているところ、申立期間当時、A区では集金人による保険料納付が行われていたことが確認でき、納付を依頼した夫の従姉及び申立人の夫は納付済みとなっていることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人が当時在住していたA区で国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和43年12月であり、申立期間のうち、43年4月から44年3月までは、当該払出時期の現年度中であることから、A区の集金人に保険料を納付できる期間となっている。

しかし、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの期間は、国民年金手帳記号番号が払い出された43年12月の時点では、過年度納付によりさかのぼって納付する必要があるが、申立人は過年度納付をした記憶は無く、A区の集金人が過年度納付保険料を集金していたことは確認できないことから、42年10月から43年3月までの期間の保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 41 年 3 月までの期間及び 43 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、実家のある A 町（現在の B 市。）で 20 歳の誕生日の前日に来訪した A 町役場の職員を通じて国民年金の加入手続及び保険料納付を行い、その後は近所の人が集金に来ていて、父が家族の分と共に保険料を納付していた。申立期間②については、昭和 43 年 3 月に子供が生まれる予定だったので、早めに手続をしなければと思い、同年 1 月に C 区 D 出張所にて任意加入の手続を行い、保険料を納付して領収書もらったのを覚えており、未納とされていることに納得がわからない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父親が家族の分と共に申立人の国民年金保険料を納付したとしているところ、当時同居していた申立人の両親及び兄は申立期間を含め保険料をすべて納付しており、申立人の兄は、父親が申立人の保険料を家族の分と共に納付していたと証言していることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間①直後の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までについては、申立人の国民年金手帳に検認印があったことから、平成 15 年に保険料納付記録が未納から納付済みに訂正されており、行政側の記録管理に瑕疵が認められる。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 43 年 3 月に出産予定であったため、同年 1 月に C 区 D 出張所で国民年金の任意加入手続をし、保険料を納付したとしているところ、社会保険庁及び C 区の国民年金手帳記号番号発行簿によれば、申立人は、申立期間中の 43 年 1 月 27 日に任意加入しており、任意加入後、最初に納付期限が来る申立期間を未納とするのは不自然である。

また、申立期間は 3 か月間と短期間であり、申立人が納付したと記憶している保険料月額は当時の保険料月額とおおむね一致している。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 10 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 36 年 2 月に結婚した当時居住していた郷里の A 村(現在は B 市。)で、母親が、私の国民年金加入手続きをしてくれ、保険料も納付してくれていた。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 36 年ころ、その母親が実家のある A 村で国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したとしているところ、母親は他界していて証言が得られず、申立人も納付に関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月から 38 年 10 月までの納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

しかし、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 6 月までについては、申立人が母親から国民年金手帳と共に渡されたとしている同期間分の保険料領収証書によれば、納付者名が母親の名前となっているものの、当時、母親は 59 歳で国民年金に加入しておらず、同居していた申立人の姉も未加入者であったことから、同居家族で被保険者資格を有していたのは申立人のみであり、当該領収証書は申立人の保険料に関するものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間、58 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 58 年 7 月から同年 12 月まで
④ 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①の保険料については、長年勤めていた会社を昭和 45 年 10 月に退職した後、早い時期に妻が国民年金に加入し、保険料を納付した。また、申立期間②、③及び④については、妻が銀行口座引落としにより保険料を納付していたが、時々残高不足になり、A 市役所（現在は、B 市）から督促状が来て、それを持って C 郵便局に行き納付したので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④について、申立人は、申立期間②中に国民年金保険料の銀行口座引落としによる納付を開始したとしているところ、申立人は妻と共に申立期間②中の昭和 57 年 6 月から国民年金保険料の銀行口座引落としによる納付を始めており、開始直後に納付期限が来る申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間③の直前の昭和 58 年 4 月から同年 6 月までについては、社会保険庁のオンライン記録では保険料が納付済みとなっていながら、被保険者台帳では未納となっており、申立期間③及び④の狭間の期間である 59 年 1 月から同年 3 月までについては、社会保険庁の納付記録が 60 年 4 月に未納から納付済みに訂正されていることから、行

政側の記録管理に瑕疵^{かし}が認められる。

さらに、申立人の妻は、保険料の銀行口座引落としの際、時々、残高不足で引落としが出来ず、後日、A市役所から督促状が来て、それを持って近くのC郵便局に行き納付したとしているところ、当時のA市では残高不足で引落としが出来ない分について督促状を送付していたこと、また、申立人の住居の近くにC郵便局があることが確認されていることから、申立人の申述に不自然さは見られない。

加えて、申立期間②、③及び④は合計12か月と短期間であり、申立人は昭和47年4月の国民年金加入以後、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、納付意欲が高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、勤務していた会社を昭和45年10月に退職した後、早い時期に夫婦共に国民年金に加入し、その妻が国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は47年6月に払い出されているため、申立期間の保険料は過年度納付によりさかのぼって納付することになるが、申立人の妻は、さかのぼって納付した記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの期間、58年7月から同年12月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間、58 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 58 年 7 月から同年 12 月まで
④ 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①の保険料については、夫が長年勤めていた会社を昭和 45 年 10 月に退職した後、早い時期に国民年金に加入し、保険料を納付した。また、申立期間②、③及び④については、銀行口座振込により保険料を納付していたが、時々残高不足になり、A 市役所（現在は、B 市）から督促状が来て、それを持って C 郵便局に行き納付したので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④について、申立人は、申立期間②中に国民年金保険料の銀行口座引落としによる納付を開始したとしているところ、申立人は夫と共に申立期間②中の昭和 57 年 6 月から国民年金保険料の銀行口座引落としによる納付を始めており、開始直後に納付期限が来る申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間③の直前の昭和 58 年 4 月から同年 6 月までについては、社会保険庁のオンライン記録では保険料が納付済みとなっていながら、被保険者台帳では未納となっており、申立期間③及び④の狭間の期間である 59 年 1 月から同年 3 月までについては、社会保険庁の納付記録が 60 年 4 月に未納から納付済みに訂正されていることから、行

政側の記録管理に瑕疵^{かし}が認められる。

さらに、申立人は、保険料の銀行口座引落としの際、時々、残高不足で引落としが出来ず、後日、A市役所から督促状が来て、それを持って近くのC郵便局に行き納付したとしているところ、当時のA市では残高不足で引落としが出来ない分について督促状を送付していたこと、また、申立人の住居の近くにC郵便局があることが確認されていることから、申立人の申述に不自然さは見られない。

加えて、申立期間②、③及び④は合計 15 か月と短期間であり、昭和 47 年 4 月の国民年金加入以後、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、納付意欲が高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、申立人の夫が勤務していた会社を昭和 45 年 10 月に退職した後、早い時期に夫婦共に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 47 年 6 月に払い出されているため、申立期間の保険料は過年度納付によりさかのぼって納付することになるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間、58 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から46年9月まで

私は、大学生だった20歳の時に国民年金に加入して以来、独身のころはA市役所で、昭和41年に結婚してからは夫の分と一緒にB市の支所で保険料を納めてきたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学の夏休み中に20歳になったので、A市役所で国民年金の加入手続をし、月4,000円の小遣いの中から保険料を納めていた。保険料は当時入っていた部の部費と同じ100円だったこともあり、部費を納めない部員に『国民年金の保険料も納めていないんじゃないの』と注意したこともある。結婚してからは夫の分と一緒に1年分を一括して納め、独身のころと同じように青色の手帳に検認印を押してもらっていた」と述べ、申立期間当時の保険料額や納付方法等を鮮明に記憶している上、その夫については、結婚後の国民年金保険料を申立人の主張どおり、おおむね一括納付していることが確認できることから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いものと考えられる。

また、申立人にB市で昭和47年6月に国民年金手帳記号番号が払い出された際に作成されたと考えられる同市の被保険者名簿には、申立人の名がその夫の名から書き換えられ、性別も訂正された跡がある上、社会保険庁の手帳記号番号払出簿には申立人の直前の記号番号の被保険者名が消され、後に追記されたとみられる形跡があることから、当時の記録

管理事務に何らかの混乱が生じていたことがうかがわれ、申立人とその夫に連番で手帳記号番号が払い出され、夫の分だけ削除された可能性も否定できない。

さらに、B市の被保険者名簿の記録では、申立人が昭和49年12月に時効成立前の46年10月分から47年3月分までの6か月分の国民年金保険料を納付したことになっているが、その際、申立期間が未納であると認識しつつ当該期間の保険料を過年度納付したのであれば、その翌月の50年1月から実施された特例納付実施期間中に申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然であることから、申立期間の保険料は納付されていたものとするのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から50年7月まで

私は、A町（現在は、B町）の自宅付近にあったC会館で、昭和44年3月に国民年金の任意加入手続をして以来、同会館で2か月ごとに保険料2,600円を納付していたので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月に、自宅付近にあったC会館で国民年金の任意加入の手続を行ったと主張しているが、その国民年金手帳記号番号は、申立人がD市に居住していた50年8月に払い出されたものであることから、その主張には齟齬^{そご}がみられる上、49年から住民票所在地に異動の無かった申立人に、別の記号番号が払い出されていたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として、2か月ごとに2,600円を納付していたと主張しているが、申立期間当時の月額保険料は、44年1月から45年6月までは250円、45年7月から47年6月までは450円、47年7月から48年12月までは550円及び49年1月から同年12月までは900円だったことから、実際の保険料額と大きく異なる上、記録上任意加入し納付を始めた昭和50年度の保険料額は、2月分で2,200円であったことから、このことと申立内容とを考慮し違っている可能性も否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。